

## 厚生年金基金制度見直しの課題

### 【ポイント】

1. 厚生年金基金制度見直しを含む年金改革関連法案が今国会で成立する可能性が高まってきた。法案の本則では廃止となっており、加入企業の受け皿の検討が重要となる。
2. 一方で、附則では存続要件を満たせば、厚生年金基金を存続できるとされている。存続や廃止等の方針を決めていくことにあたっては、予想される様々な課題を明確にして、加入企業や加入者・受給権者の理解を深めていく必要がある。

厚生年金基金制度の見直しに関する「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が4月12日に閣議決定、第183回の通常国会に提出された。衆議院厚生労働委員会での審議が行われ、5月22日には民主党の要請で、法案に「検討し」の一文を入れたうえで、賛成多数で可決。翌23日には衆議院本会議でも賛成多数で可決し、参議院に送付され、今国会で成立する可能性が高まってきた。今国会で法案が成立した場合、早ければ来年の4月から施行される可能性がある。法案の本則では厚生年金基金関連の条文が全て削除され、附則で経過的に存続する厚生年金基金の扱いが定められており、旧民主党政権が目指していた厚生年金基金全廃ではない。「特例解散」で解散を促し、一定の「存続基準」を満たせば存続可能、上乗せ資産を他制度に移行できる「上乗せ部分の受給権を保全するための措置」が盛り込まれている。

『政府は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。』（下線は富国生命）

### （1）特例解散

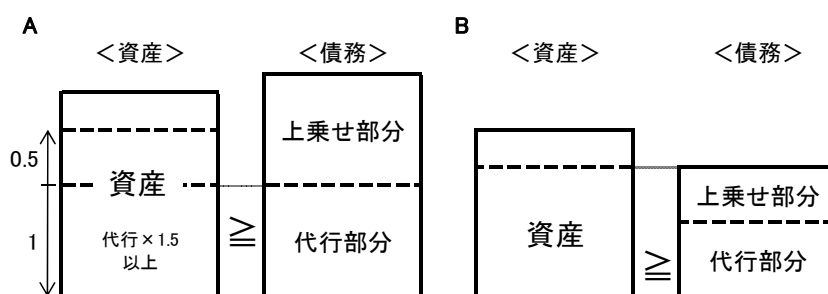
法施行日から5年以内は、代行割れしている厚生年金基金の早期解散を促進させるために、分割納付の特例が見直されている。事業所間の連帯債務を外し、利息の固定金利化、最長納付期間の延長が盛り込まれ、特に最長納付期間は地域経済の担い手である中小企業の存続を図るため、無理なく返済できるように自民党の要請で最大30年まで延長されている。最低責任準備金の計算方法は全基金で精緻化され、代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正を一律設定から受給者の年齢区分に応じた3段階設定にし、計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ（いわゆる「期ずれ」）の補正が実施され、代行部分の債務抑制につなげる。また、解散認可基準についても、代議員会における法定議決要件である代議員定数の議決や、解散認可申請に際しての事前手続き要件に求められる全事業主、全加入員の同意も、それぞれ4分の3以上が3分の2以上に、解散認可申請に際しての理由要件である母体企業の経営悪化等も撤廃され、全面的に緩和される。原則は自主解散を基本としているが、代行割れ度合が高く、自主解散しない基

金を厚生労働大臣が審議会意見を聴取のうえ指定、解散を促す「清算型解散」も導入される。

## (2) 存続基準

市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準として、A「純資産（時価） $\geq$ 代行部分の債務 $\times 1.5$ 」が以前から存続基準として提案されていた。1.5の根拠は、①過去12年間の全基金の決

図表1. 厚生年金基金の存続基準



算データでは1~2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準で、②今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上（保険会社の健全性基準の考え方を参考）というデータに基づいているが、個別の基金の状況を反映していないとの指摘もあり、もう1つの存続要件として上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる、B「純資産（時価） $\geq$ 決算日までの加入期間に見合う『代行+上乗せ』の債務（=非継続基準による要積立額）」の積立水準を設けた。このいずれかの要件を満たせば、厚生年金基金の存続が可能である。残存している厚生年金基金では上乗せ部分の割合が比較的小さいため、一般的にはBの基準はAよりハードルが低く、クリアしやすい可能性もある。また、将来的に金利が上昇すれば、Bの基準はハードルがより低くなる。ただ、一時的に存続要件を満たしても、毎年度の決算において、両方の要件を満たさない場合は、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できるため、予断を許さない。

## (3) 上乗せ部分の受給権を保全するための措置

厚生年金基金の上乗せ部分の年金資産を、DB（確定給付企業年金）、DC（確定拠出年金）、中小企業退職金共済（中退共）に移行することができるようになる。また、キャッシュバランスプランでの制度設計の弾力化（運用実績や複合ベンチマークの給付設計指標の追加と元本保証の仕組み）や簡易な制度設計・数理計算や手続きで設立できる簡易型DBの対象拡大も盛り込まれている。しかし、厚生年金基金の残余財産が加入者に確実に分配されるのだろうか。上乗せ資産の大部分が受給権者優先で分配されてしまうと、加入者には分配されず、新しい企業年金につながらない可能性がある。また、特例解散の場合は分割納付に加え、DB等の企業年金スキームを活用した退職金原資の再建が提案されているが、その掛金拠出は中小企業では難しいかもしれない。加入者の賃金や賞与の一部を企業型DCの掛金とする福利厚生型DC等で事業主の負担を抑制する等の仕組みも活用すべきと思われる。所得税や社会保険料の軽減が図られる場合もあり、中小企業には有効な検討案の一つになるのではないか。

## (4) 今後の課題

今回の法案が成立したからといって、厚生年金基金全てが解散に向う方向にはならないのではないかと。現在の財政状況を勘案し、今後、発出が予定されている政省令の内容も吟味し、加入会社との協議でベストシナリオを決めていくことになるだろう。

現時点で存続基準を満たす厚生年金基金は、存続か代行返上等による他制度への移行を選択するケースが多いとは思いますが、代行割れしている場合は、先に述べたように特例解散による早期解散が基本となる。しかし、代行割れ度合いがそれほど高くなければ、存

続を目指すことも可能だ。

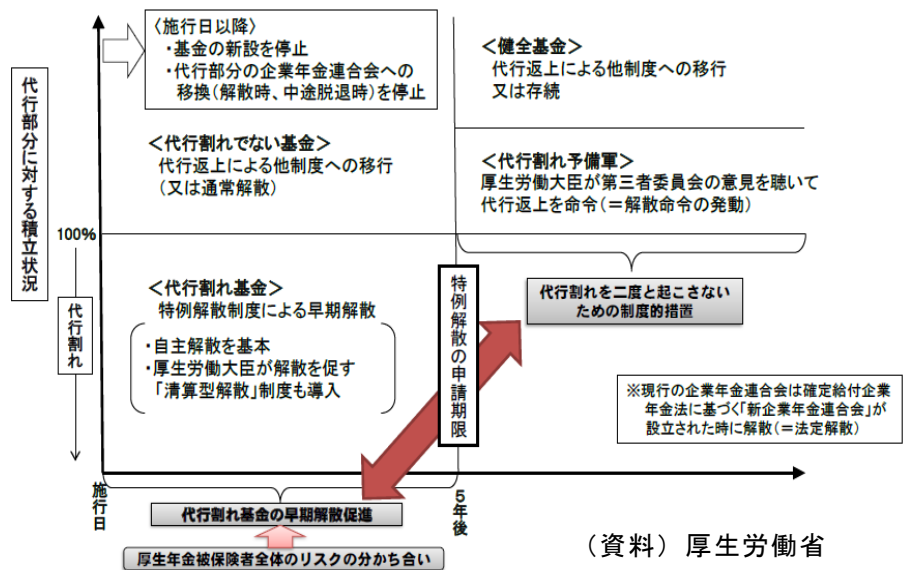
存続基準を満たさないが、代行割れもしていない基金は、(1)で述べた特例解散を活用できない。また、法施行5年以内に存続要件が整わないと、法施行5年後以降に厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動することとされている。法施行5年後を目指して、存続基準を満たせるように掛金を引き上げたり、給付を適正化する基金もあるだろうが、加入企業や加入者・受給権者の理解を得ていく必要があるだろう。なお、厚生労働大臣の解散命令は、現在でも法律に規定されているが、今まで発動したことはなかった。法施行後5年後に本当に解散命令を出せるかも注目される。

なお、厚生年金基金廃止にあたっては、様々な消失問題が懸念される。この問題は、厚生年金基金だけでなく、加入する事業所、加入者、受給権者の方も理解しておくべきだろう。昨年度に開催された社会保障審議会年金部会の第5回専門委員会でヒアリングを受けた信託協会から一時金選択者を除いた場合の上乗せ年金額は月額約1.4万円と示されており、年金受給者については、この上乗せ年金月額約1.4万円×12ヵ月×平成23年簡易生命表の60歳女性の平均余命28.12年＝約472万円もの年金原資が失われる可能性がある。加入企業の退職金制度の内枠で支給する場合は、退職金の追加負担につながってしまう。また、厚生年金本体では支給しない独自給付（在老との併給調整、失業給付や高齢雇用継続給付との併給調整、障害・遺族年金、公的年金加入年数25年未満の給付、代行乗率の差異と支給開始年齢の差異等）も消失する可能性がある。

遺族給付金の相続税非課税、加入者掛金の社会保険料控除、特別法人税の努力目標水準までの非課税の税制優遇も消失する。特別法人税は現在凍結されているが、凍結が解除された場合は影響が大きいので留意しておく必要がある。この特別法人税の努力目標水準はDCの拠出限度額の根拠となっており、影響は厚生年金基金に留まらない。スケールメリット（一定資産規模の受託、運用コストの逦減効果等）の消失もあるが、最も懸念があるのは、企業年金の消失であり、適格退職年金廃止では移行先がDB2割、DC1割、中退共3割と、解約等4割と、3割しか企業年金に移行できなかった事を今一度思い出す必要がある。厚生年金基金の大部分は中小企業が多く加入する総合設立であり、今回の法案成立で、中小企業の企業年金が失われることは避けなければならない。平成25年3月末の厚生年金基金の加入者は426万人で、受給者数は平成24年3月末で293万人、事業所数11万と多くの関係者が厚生年金基金には存在する。今後の存続や廃止等の方針を決めていくことにあたっては、予想される様々な課題を明確にして、加入企業や加入者・受給権者の理解を深めていく必要があると思われる。

（年金数理人 中林宏信）

図表2. 厚生年金基金制度改革のプロセス



(資料) 厚生労働省